

公益社団法人 北九州市障害者相談支援事業協会

令和 7 年度 事業報告

I. 今年度の主な取り組み

令和 7 年度においては、これまでの取組みと同様に相談支援業務を中心として、自立支援協議会運営業務、地域生活支援拠点整備事業、居住サポート事業、障害者虐待防止センター業務、触法障害者支援業務、小児慢性特定疾病支援業務などについて、各業務間相互の関連性を重視し、総合的に推進してきた。その推進にあたっては、スタッフ一人ひとりの専門職倫理、職務遂行能力の開発や育成を最重要課題として掲げ、責任者会議、スタッフ会議などで周知しつつ取り組んできた。

特に、自立支援協議会における「地域生活関係者交流会」の枠組みを活用し、設置した「障害児支援多職種交流会」、「ケースマネジメント勉強会」、「ポジティブ行動支援・北九州」では、それぞれ、3 回、11 回、6 回の開催により、様々な課題についての専門職の情報共有と交流の場づくりに大きく貢献したといえる。

そのような状況の中で、例年どおり北九州市より下記の 3 事業を受託し、着実に当該事業を進めていった。

II. 受託事業

1. 北九州市障害者基幹相談支援センター運営業務

(北九州市障害者相談支援業務・北九州市障害者虐待防止センター・北九州市障害者居住サポート業務・地域生活拠点等整備事業・触法障害者支援業務)

2. 北九州市障害者自立支援協議会運営業務

3. 北九州市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

III. 北九州市障害者相談支援業務 【公 I 事業】

1. 件数

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援を 8,567 件実施した。

2. 相談内容

相談内容としては、障害福祉サービスの利用等に関する支援や障害や病状・特性に関する生活上の困難さ、健康・医療に関することなどが多い。また、特筆すべき事項としては、昨年度に比べて障害児に関する相談件数が増加(462 件⇒638 件)しており、子ども総合センター、学校、医療機関などとの連携が強化されたことによるものと考えている。

3. 関係機関との連携強化

また、上述したとおり、子ども総合センター、教育機関、医療機関などとの連携や役割分担を緊密に行っており、従来にも増して、各分野の専門性の活用とその連携による

課題解決に努めている。

4. 地域の相談支援の質の向上に向けた取り組み

地域生活支援拠点事業者にかかる相談支援事業所への助言・指導に加えて、「相談支援専門員の初任者の集い」や「ケアマネジメント勉強会」などを通して、地域の民間事業所への専門的助言や困難事例への直接的支援のみならず、主任相談支援専門員との連携・協力体制の構築などにもつながっており、地域全体の相談支援の質の向上に貢献している。

5. 今後の課題

相談支援事業における今後の課題としては、クライアントの状態像の多様化に対応できる相談員の能力・資質の向上、経験、知識、洞察性に優れた人材の確保、育成を図ること、さらには主任相談支援専門員をはじめとする相談支援専門員はもとより、他の障害福祉サービス事業者、教育機関、医療機関等が相互に各々の活動や事業の内容を学び合い、連携を深めるための交流の場を増やすことなどがあり、今後、自立支援協議会の機能を上手く活かしつつ、これらの課題解決に向けた取り組みをこれまで以上に進めていきたい。

《相談を受けた支援内容》		(延べ件数)	
		者	児
①福祉サービスの利用等に関する支援		3,632	409
②障害や病状の理解に関する支援		2,074	44
③健康・医療に関する支援		517	39
④不安の解消・情緒安定に関する支援		316	6
⑤保育・教育に関する支援		16	23
⑥家族関係・人間関係に関する支援		142	11
⑦家計・経済に関する支援		264	1
⑧生活技術に関する支援		144	3
⑨就労に関する支援		118	1
⑩社会参加・余暇活動に関する支援		19	0
⑪権利擁護に関する支援		164	13
⑫その他		523	88
小 計		7,929	638
合 計		8,567	

《対象者の主な障害種別》		(実人数)	
障害種別		者	児
身体障害		67	2
知的障害		178	22
精神障害		206	7
発達障害		11	6
高次脳機能障害		0	0
その他・不明		181	11
小 計		643	48
合 計		691	

IV. 北九州市障害者虐待防止センターとしての業務

1. 対応件数 68件(昨年度41件)

2. 障害者虐待防止啓発研修

相談支援事業所をはじめとした障害福祉サービス事業所などを主な対象として、厚生労働省の松崎虐待防止専門官による基調講演及びグループワークを行い、虐待予防の取組みの一つとして、「不適切な支援」をあらためて考える機会を設けた。

また、北九州市内の障害福祉サービス事業者から依頼を受けて、虐待防止研修に協力するなど障害者虐待防止の普及に努めた。今後においても、障害者の権利擁護を念頭に置きながら、臨床現場に即した研修計画を検討していく。

《障害者虐待に関する「受理・届出件数」》

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	市外	不明	合計
行政機関	5	8	3	2	2	9	2	0	0	31
虐待防止センター	4	6	8	2	1	7	2	0	7	37
合計	9	14	11	4	3	16	4	0	7	68

《障害者虐待(疑い)件数》

養護者による虐待	施設従事者による虐待	使用者による虐待	その他	不明	合計
51	13	2	2	0	68

V. 地域生活支援拠点等整備事業 【公I事業】

1. 地域生活支援拠点等整備の取り組み状況

地域生活支援拠点等整備事業をモデル的に実施しており、その運営について、拠点コーディネーターが登録ケース等についての助言を行いながら、定期的に運営状況の把握に努めた。

その中では、受給者証を持たないケースの弾力的な運用の必要性、医療機関等への当事業の理解促進など様々な課題が浮かび上がっている。

◆ 地域生活支援拠点登録事業所数（令和8年3月31日時点）

《地域生活支援拠点等事業者 3グループ》

	事業者名	事業所名	所在地	機能
地域生活支援拠点 Q-ACT	一般社団法人 Q-ACT	Q-ACT北九州	小倉北区	相談
		ACTホーム北方	小倉北区	緊急受入・体験
		Q-ACTやはた	八幡西区	相談
		ACTホームやはた	八幡西区	緊急受入・体験
地域生活支援拠点 光の子会	社会福祉法人 光の子会	ひかり相談支援事業所	門司区	相談
		ホームひかり		緊急受入

		ひかり工芸舎		体験
		たにまち光舎		体験
地域生活支援拠点 八幡西	株式会社ラフラ	ソーシャルマネジメントセンター ま～る相談支援室	八幡西区	相談
	麻生介護サービス株式会社	アップルハート八幡西相談支援センター		相談
	株式会社 七絆	相談支援 セリ		相談
	株式会社ふらっと	ふらっと折尾		緊急受入・体験
	合同会社サンプロ	訪問看護ステーション COCO八幡		その他

2. 地域生活支援拠点等に係る相談の対応実績（令和8年3月31日時点）

(1) 相談件数

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	その他	合計
5	6	4	4	0	1	0	20

(2) 緊急時受け入れの対応件数

受け入れした経緯	件数
介護者不在	2件
一時的な分離	0件
その他	0件
計	2件

(3) 緊急時の支援が必要な世帯（要支援者）の把握・登録状況

- ① 要支援者の把握・登録・・・7件
- ② 地域体制強化協働支援記録書の作成・・・10件

3. 地域生活支援拠点等の運用状況の検証

(1) 地域生活支援拠点等の実施状況の把握

北九州市障害者基幹相談支援センターが地域生活支援拠点等事業所から実績報告を受けて集約し、それを北九州市障害者自立支援協議会（以下、協議会）に、定期的に報告することとした。

(2) 令和7年度の部会開催状況

	開催日	議題
第1回	令和7年5月19日	・令和7年度北九州市障害者自立支援協議会について（今後のスケジュール等について）

第2回	令和7年11月14日	・北九州市地域生活支援拠点等事業の実施状況について ・地域生活支援拠点等事業者の追加募集について (公募スケジュール等について)
第3回	令和8年3月26日	・地域生活支援拠点等事業者の追加募集について (募集要項の確認、評価員の選定など)

(3) 地域生活支援拠点等事業所のネットワーク構築

地域生活支援拠点事業者の集まりの場として北九州市障害者自立支援協議会の「地域生活関係者交流会」として、地域生活支援拠点等事業者意見交換会を開催した。

	開催日	議題
第1回	令和8年2月2日	・地域生活支援拠点事業者による相互評価

(4) 地域生活支援拠点事業者の運営実態の検証と効果的な機能の評価

協議会構成員とともに事業者訪問を行い、実情を把握したり、地域生活支援拠点等事業者意見交換会にて地域生活支援拠点事業者による相互評価の取り組みを実施し、支援の質向上推進会議にて地域生活支援拠点等の機能・運営状況についての報告を行った。

また、地域生活支援推進会議にて、地域体制強化共同支援記録書を用いて地域生活支援拠点等事業者より挙げられた地域課題についての共有を行った。

VI. 触法障害者支援業務 【公1事業】

1. 相談内容等

令和7年度は、当センターによる継続的な見守りや支援体制のコーディネートを行ったことなどの実数が26名であった。

昨年度より延べ相談対応件数はかなり増えており(274件⇒301件)、特に就労や住まいを中心とした障害福祉サービスの利用についての件数が(124件⇒144件)、増加した。

相談の傾向としては、昨年度と同様に簡易鑑定で初めてIQ値が療育手帳の範疇と判明することや、精神疾患の診断を受けたことで司法関係者からの相談依頼を受けることが多かった。本人も周囲も支援を受けることに慣れていない中で、家族も含めた周囲の関係者の対応が本人にとって不適切な関わりになる場合もあり、本人対応のみではなく周囲への対応も大変重要と考えている。

2. 実績報告

(1) 伴走型支援

① 継続的な見守りと支援体制のコーディネートによる取組

延べ相談対応件数 301件

相談内容	電話・面談	訪問支援	支援会議	計
福祉サービスの利用（就労、住まい）、一般就労 ※1	80	57	7	144
権利擁護 ※2	7	6	0	13

生活面（住まい、健康、医療、金銭面）※３	５１	４３	３	９７
人間関係 ※４	３１	１６	０	４７
合 計	１６９	１２２	１０	３０１

（主な相談内容）

※１…住まいの場の調整や受給者証の申請の相談、福祉サービス利用時に関する事業所のやりとり等

※２…手帳取得していない場合の病院受診や治療入院が必要な方への受け入れ先病院を探す相談、
金銭問題、生活上の問題について

※３…生活保護の申請、金銭管理、成年後見制度に関する相談、拘留中の調整や司法関係者とのやりとり

※４…対人コミュニケーション問題に関するもの

② 支援内容

	見守り支援 （見守り継続者を含む）	法務省関係機関 との連携	就労支援
件数	２６ （うち実刑になった者 ２件）	１	１ （うち就労成就者 ０件）

※ ＮＰＯ法人PLANETと契約し、触法障害者の就労支援及び雇用の定着を目的とした就労支援アドバイザーとの連携による効果的な取組を実施した。

（２）理解促進研修・啓発事業

市内の就労系障害福祉サービス事業所を対象として、触法障害者の支援に関する普及啓発及び触法障害者の就労支援の質の向上を図るために研修会を実施した。

① 触法障害者支援者研修会

開催日	内 容	参加人数
令和７年９月１１日	触法障害者の地域支援を考える	４９名

（３）関係機関との連携ネットワーク構築

福岡保護観察所北九州支部主催の医療観察地域連絡協議会に出席し、法務省関係機関との連携を図った。

開催日	内 容
令和７年１０月３１日	医療観察地域連絡協議会

３. その他

（１）関係機関会議等の参加

福岡県弁護士会北九州部会メンバーの司法関係者と触法障害者支援の事例共有を行い、連携のあり方に関する情報交換を行った。

開催日	内 容
令和８年１月２７日	福岡県弁護士会北九州部会

VII. 北九州市障害者居住サポート業務 【公 | 事業】

1. 概要

今年度の4月以降の年間相談者数は171名で、昨年度の4月以降の年間相談者数347名と比較すると大幅に減少したように見えるが、これは今年度から重複計上を除外するなど集計方法を見直したことによるものである。一方で、指定相談支援事業所やリハビリテーション病院等に対する本事業の周知が進んだことで、これらの関係機関が本事業のネットワークを生かし直接的に不動産業者に物件探索を依頼するケースが見られるようになった。このことは、指定相談支援事業所等による退院支援などの幅が広がったものと肯定的に捉えることができる。

このほか、近年では市外、県外からの転入者による居住支援相談が増加傾向にある。このような状況に対応して紹介物件を確保するためには、不動産管理会社や家主等を新規開拓する必要があり、これらの関係者における障害者への理解の啓発に努めた。

今後ともこれらの取組みを着実に進めていくこととしたい。

2. 事業内容

(1) 入居支援

- ① 新規相談者数 83名 (前年 88名)
- ② 相談者総数 171名 (前年 347名)
- ③ 市営住宅入居審査に必要な単身入居の居住継続支援体制の作成 13名 (前年 18名)
- ④ 入居決定者 21名 (前年 49名)
- ⑤ 精神科、リハビリテーション病院等からの入居決定者 0名 (前年 3名)
- ⑥ GHからの入居決定者 3名 (前年 6名)
- ⑦ 入所施設からの入居決定者 0名 (前年 0名)
- ⑧ その他

物件下見同行、賃貸契約同席、関係機関同行、引越し、家具什器等購入支援

《相談者の障害別内訳》

(延べ人数)

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	小計
4月	3	0	8	0	11
5月	2	2	9	2	15
6月	3	1	4	3	11
7月	4	2	6	0	12
8月	3	1	8	0	12
9月	1	2	14	1	18
10月	0	3	10	3	16
11月	2	2	12	2	18
12月	1	1	3	4	9
1月	3	2	8	4	17
2月	4	1	2	3	10
3月	3	2	11	6	22
小計	29	19	95	28	171

(2) 地域の支援体制にかかる調整

① 各区役所との調整

保護課、地域包括支援センター、高齢者・障害者相談コーナー、子ども・家庭相談コーナー、いのちをつなぐネットワーク、住宅管理課、市営住宅・市公社住宅相談コーナー、福岡県住宅供給公社、母子生活支援施設など

② 本人、家族、指定相談支援事業所、精神科病院、リハビリテーション病院、総合病院、GH、通所施設、訪問看護事業所、介護保険関係施設等との調整

③ 不動産業者、住宅管理会社、家主、家賃保証会社、引っ越し業者等との調整

VIII. 北九州市障害者自立支援協議会運営業務 【公2事業】

1. 組織編制及び機能

協議会は令和6年度より「地域生活支援推進会議」、「支援の質向上推進会議」、「地域生活関係者交流会」及び「事務局」の実施体制とし、保健福祉局障害福祉部と基幹相談支援センターが事務局を務めている。委員は、障害福祉に関連する各分野（学識経験、福祉、医療、教育、就労、当事者・家族等）で構成されている。

2. 活動概要

「地域生活支援推進会議」では、障害のある人やご家族、関係者が区役所、市内の相談支援機関などに相談された支援困難事例などを解決していくために、相談者の相談内容に応じて支援の検討・検証の場として解決すべき項目について協議を行った。

今年度は特に、地域生活支援拠点整備等事業にかかるケースの事例検討などを行った。

「支援の質向上推進会議」では、支援者、事業所等に関する質の向上に資することを目的とした会議体として、市内の福祉、教育等の関係者が定期的、もしくは必要に応じて集まり、協議を行った。特に今年度は、日中支援型グループホームの評価についての検討を始めたところである。

また、これらの会議の他に、「地域生活関係者交流会（以下、交流会）」で指定相談支援事業者等連絡会議、障害児支援多職種交流会などにおいて、情報共有等、様々な活動を行った。

《令和7年度 地域生活支援推進会議／支援の質向上推進会議 日程》

	会議名	内 容
5月	・第1回 地域生活支援推進会議 ・第1回 支援の質向上推進会議	・令和7年度北九州市障害者自立支援協議会について
6月	・第1回 相談支援体制 WG ・第1回 日中サービス支援型 GH WG	・相談支援体制について ・事業運営等の点検・評価について
8月	・第2回 日中サービス支援型 GH WG	・事業運営等の点検・評価について
11月	・第1回 特定課題 PT ・第2回 支援の質向上推進会議 ・自立支援フォーラム 中間報告会 ・第2回 特定課題 PT	・地域生活支援拠点等事業者の取組について ・地域生活支援拠点等事業者 追加募集について ・障害者意思決定支援推進事業について
3月	・自立支援フォーラム 2025 ・第3回 支援の質向上推進会議 ・第2回 地域生活支援推進会議	・地域生活支援拠点等事業者 追加募集について ・地域における障害者等への支援体制に関する課題の抽出、把握や共有について

※組織体制ならびに実施状況の評価検討のため、障害福祉部と基幹相談支援センターで開催方法等について7月～10月までの間で協議を行った。

《令和7年度 地域生活関係者交流会 日程》

	会議名
4月	第1回就労支援検討会、第1回ケースマネジメント勉強会
5月	第1回障害児支援多職種交流会、第1回ポジティブ行動支援・北九州 第2回ケースマネジメント勉強会
6月	第1回指定相談支援事業者等連絡会議、第2回ポジティブ行動支援・北九州 第3回ケースマネジメント勉強会
7月	第3回ポジティブ行動支援・北九州、第4回ケースマネジメント勉強会
8月	第2回障害児支援多職種交流会、第5回ケースマネジメント勉強会
9月	第1回ポジティブ行動支援・北九州 事例検討会 第6回ケースマネジメント勉強会
10月	第4回ポジティブ行動支援・北九州、第7回ケースマネジメント勉強会
11月	自立支援フォーラム 中間報告会、第8回ケースマネジメント勉強会
12月	第2回指定相談支援事業者等連絡会議、第2回就労支援検討会 第5回ポジティブ行動支援・北九州、第9回ケースマネジメント勉強会
1月	第10回ケースマネジメント勉強会 第2回ポジティブ行動支援・北九州 事例検討会
2月	第1回地域生活支援拠点等事業者意見交換会、第3回障害児支援多職種交流会 第11回ケースマネジメント勉強会、第6回ポジティブ行動支援・北九州
3月	自立支援フォーラム

IX. 北九州市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 【公I事業】

1. 個別相談支援事業

(1) 慢性疾病児童等の自立に向けた多様な方法での相談支援

《延べ件数》

《児童内訳》

電話	74
来所面接	5
訪問	10
メール・SNS	41
出張相談	0
その他 (カンファレンス等)	2
合計	132

就学前	8	21%
小中学生	23	6%
高校	6	16%
その他	1	3%

(2) 医療機関での出張相談

- ① 市立八幡病院、産業医科大学病院、JCHO 九州病院、国立病院機構小倉医療センターで実施。
- ② 各病院月1回固定日時で出張相談を実施していたが、8月以降、相談者のニーズにより柔軟に対応するため、固定日時の相談を終了し、日時・訪問先について臨機応変に対応できる体制に変更。
- ③ 新たな相談支援体制を周知するためのチラシを作成し、各病院に配布した。

(3) 関係者会議への参加等

- ① 拡張型心筋症である小学2年生男児が補助人工心臓の手術後、普通学校への登校希望あり、関係者間で医療的配慮についての共通認識を作るための会議に参加した。
- ② ドラベ症候群と診断されたことのある中学3年生女児が、特別支援学校高等部に進学するにあたり、学校側ができる「合理的配慮」について関係者間で共通認識をもつための会議を開催した。

2. 患児家族交流会

福岡県・福岡市難病相談支援センターと連携し、4月23日に「22q11.2欠失症候群」の家族交流会を実施。4名の参加者のうち1名は北九州市在住者、ウェルとばたからオンラインにて自立支援員同席で参加し交流を行った。

3. 広報啓発

- (1) ホームページ、SNS、広報用チラシ等を利用して事業について広報・周知

Instagram 投稿件数 2件 (昨年度投稿件数 22件)

フォロワー数: 195

- (2) 市立八幡病院小児科外来看護師の院内研修の講師依頼があり、小児慢性特定疾病を取り巻く環境や支援体制・小児慢性特定疾病支援室について説明・周知を行った。
- (3) NPO法人にこり主催の地域交流イベント(にこりのおまつり)へ参加し、ブースを設け、小児慢性特定疾病についてのポスターを展示、周知・理解促進に努めた。

4. 福岡県内4自治体(北九州市、福岡市、久留米市、福岡県)自立支援員定例会

県内の自立支援員、県医療的ケア児支援センターの医療的ケア児等コーディネーター等と事業や制度等について情報交換や意見交換を行うことを目的として、九州大学病院内・福岡県難病相談支援センターにおいて開催され、オンラインで出席した。

隔月 14:00~16:00 計6回

5. 所外の研修参加

自立支援事業の実際の展開へと活かすため、オンライン参加も含め、積極的に研修や支援機関との交流会に参加した。

X. 間接業務

1. 社会貢献

- (1) 特別支援学校生徒等の見学の受入れ(2回)

- ① 北九州高等学園: R7.6.16 3年生23名 保護者6名 教員6名
- ② 北九州中央高等学園: R7.7.3 2年生24名 教員10名

2. 業務における危機管理

- (1) 苦情対応等対策

苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置して対応に当たった。(苦情件数 1件)

XI. 管理業務

1. 法人事務局

(1) 事業管理

受託事業の適正かつ円滑な実施のため、責任者会議において業務執行内容の決定及びその進捗状況の確認を行うとともに、必要に応じて管理職間の情報共有を図った。

2. 理事会・社員総会

(1) 理事会の開催（年４回）

第１回 令和７年 ６月 ４日

第２回 令和７年 ９月３０日

第３回 令和７年１２月 ３日

第４回 令和７年 ３月 ２日

(2) 社員総会の開催（年２回）

第１回 令和７年 ６月２７日

第２回 令和８年 ３月２３日

3. 人事・労務

(1) 労務管理

① 働きやすい職場環境を作るため、職場内の整理・整頓を行い環境整備に努めた。

② 円滑な業務遂行を行えるよう、手続き・様式等に関する服務等に関する各種の見直しを行った。

(2) 処遇変更

管理職を含む相談支援員の配置定数を１１人と定めるとともに、その処遇改善を図るため大幅なベースアップを実施した。

当協会においては相談支援員の質の担保が重要であることから、よりよい相談支援員の採用及び辞めない職場を目指して、相談支援員の処遇を向上させることを決定した。

それに伴い、これまで同じ内容で支給していた給与・手当等を、相談支援員と事務職員の給料表を分けることを盛り込んだ給与規程の改正を行うことで明確に区別することとした。

4. 経理

(1) 令和７年度は、年度当初から消費税を取り込んだ経理処理を行う最初の年度となったため、顧問の公認会計士に細かく確認等を行うなど連携を密にして経理処理を行った。

(2) 受託事業の実施にあたり、経費節減に努めるとともに適正な予算執行を行い、健全な法人運営に努めた。

5. 車両（公用車）管理

(1) 安全運転管理者を配置し車両全般に関わる業務を担わせることで、運転者及び車両

の管理、安全運転、事故防止等に努めた。

(2) 定期点検等、公用車の整備を適切に行った。

(3) 管理及び経費の節減等を目的として、公用車の利用状況を確認し、現時点で保有すべき適正な台数とするよう公用車を削減した。削減にあたってはリースアップのタイミングなど諸々の状況を加味して実施した。

6. 職員の定着と人材育成

人材育成強化のため、外部研修への参加を積極的に進めた。

《外部研修》

年月日	研修名	参加人数
R7.5.29	にも包括って？ 改めて包括を学ぶ会	2名
6.11	難病のある方の就労支援者向け WEB 研修会	1名
6.15	支援者のためのピアケース検討会	1名
6.30	令和7年度 自殺未遂者支援者研修	1名
7.25	居住支援セミナー	1名
7.31 8.26	福岡県障害者虐待防止研修	1名
8.5	子どもの難病公開講座	1名
9.1 9.2	令和7年度相談支援従事者初任者研修(ファシリテーター)	1名
9.2	北九州市の防災体制と災害支援の心構え	1名
9.3 9.4 9.5	権利擁護・障害者虐待防止指導者研修	1名
9.7	聞く力、聞き取る力、アセスメント力を高めるために	1名
10.9 10.10 11.11 12.22 12.23	令和7年度相談支援従事者初任者研修	1名
10.22	福岡地域生活定着支援協議会	1名
10.31	令和7年度北九州地域連絡協議会	1名
12.8	刑務所出所者等への居住支援に関する公開研究会	1名
R8.1.13	北九州市における包括的支援体制の構築について考える	3名
2.17	キントーン研修	2名
3.10	更生支援計画作成の目的と活用方法	1名
3.14 3.15	日本場面緘黙研究会	1名
3.22	第1回障害者教育福祉医療連携支援勉強会	1名

7. その他

(1) 不適正に支給した退職金への対応について

令和4年度に判明した不適正に支給した退職金への対応については、福岡県や北九州市と協議を重ね、不適正に支給された退職金を受領した対象者に対して返還協力を求めるとともに、北九州市へ返還を進めている。

公益法人の監督官庁である福岡県は、不適正に支給した退職金への対応について継続的に指導・監視を行うこととなっており、当法人の実施するすべての業務の委託元である北九州市からは、退職金の原資は北九州市からの委託料であるため、当該退職金の返還を求められている。

令和7年度も不適正に支給された退職金の一部について、対象者からの返還協力により回収し北九州市への返還を行ったところであるが、今後も早期解決に向けて福岡県や北九州市と協議し、より効果的な方法を検討していきたいと考えている。